

平成 26 年 2 月 19 日  
株式会社日本政策金融公庫

**中小企業・小規模事業者向け「平成26年2月14日からの大雪による災害に関する特別相談窓口」の設置及び災害復旧貸付の取扱い開始について**  
(窓口設置支店: 群馬県、埼玉県、山梨県及び長野県内全支店)

日本政策金融公庫(略称: 日本公庫)は、2月18日付で群馬県、埼玉県、山梨県及び長野県内全支店に「平成26年2月14日からの大雪による災害に関する特別相談窓口」を設置しました。

また、このたびの災害により被害を受けた群馬県、埼玉県、山梨県及び長野県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しました。

日本公庫は、このたびの大雪による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまからのご相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

(注)このたびの大雪により住居に被害を受け、市町村等から災証明書等の交付を受けた方に対し、教育貸付の災害特例措置(融資期間の延長等)を実施しています(国民生活事業)。詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

**<「平成26年2月14日からの大雪による災害に関する特別相談窓口」の設置支店>**

【群馬県内支店】 前橋支店及び高崎支店

【埼玉県内支店】 浦和支店、熊谷支店、さいたま支店、川越支店及び越谷支店

【山梨県内支店】 甲府支店

【長野県内支店】 長野支店、松本支店、伊那支店及び小諸支店

(※)農林水産業者向けには、下記支店及び農林水産事業本部営業推進部に相談窓口を設置しています。

2月12日付設置: 水戸支店

17日付設置: 前橋支店、さいたま支店、東京支店(林業者向け)、甲府支店、長野支店

18日付設置: 盛岡支店、仙台支店、福島支店、宇都宮支店、大分支店、農林水産事業本部営業推進部

**<主な融資制度>**

|              | 国民生活事業          | 中小企業事業     |
|--------------|-----------------|------------|
| 適用できる制度      | 災害復旧貸付          |            |
| 融資限度額        | 3千万円(※1)        | 1億5千万円(別枠) |
| 融資期間(うち据置期間) | 10年以内(2年以内)(※2) |            |

(※1)国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

(※2)国民生活事業においては、普通貸付を適用した場合の融資期間(据置期間)です。